

中央社会保険医療協議会の審議報告

平成9年12月19日

本協議会は、本年夏より薬価及び診療報酬の改定問題について鋭意審議を行ってきたところであるが、その審議の内容を以下のとおり整理したので報告する。

1. 薬価改定については、支払側は、一定価格幅（R幅）を大幅に縮小するとともに、長期収載医薬品については、高薬価品目の一定価格幅をさらに縮小することが適当であるとの意見であった。これに対し、診療側は、一定価格幅の極端な縮小については反対であり、長期収載医薬品については、高薬価品目の薬価が引き下げられるような方策を講ずるべきであるとの意見であった。

また、特定保険医療材料については、材料調査の結果に基づき一定価格幅を縮小して材料価格を改定することが適当であるとのことについて各側委員の一致した意見であった。

2. 診療報酬の改定については、支払側は、診療報酬合理化の必要はあるが、医療費に係る国庫負担の調整を伴う制度改正が予定され、被用者保険の負担増が行われる一方で、新たに国庫負担を充当して診療報酬の引き上げを行うことについては反対であり、3の公益委員の意見は容認できないとの意見であった。これに対し、診療側は、物価人件費の変動や医療の技術革新及び医学・医療の進歩に対応するために、所要の診療報酬改定を講ずるべきであるとの意見であった。

3. 公益委員の意見は、薬価については、平成10年度に、薬価調査の結果に基づき薬価を改定することが適当であり、長期収載医薬品については、高薬価品目の薬価の是正を図る方向で検討すべきであるとのことであった。

また、診療報酬改定については、最近における医業経営の実態、物価や賃金の動向等を勘案すると、物価人件費の変動に配慮することはやむを得ないものとする。この場合、現下の保険財政の状況にも十分配慮し、国民の負担増を招かないよう、診療報酬の合理化・適正化を進めることが喫緊の課題であるとの意見であった。